

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成28年2月1日
- 【会社名】 エヌビディアコーポレーション
(NVIDIA Corporation)
- 【代表者の役職氏名】 上級副社長、最高総務責任者兼秘書役
デビッド・M・シャノン
(David M. Shannon, Executive Vice President, Chief Administrative Officer and Secretary)
- 【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国95050 カリフォルニア州 サンタクララ
サン・トーマス・エクスプレスウェイ 2701
(2701 San Tomas Expressway, Santa Clara, California 95050, U.S.A.)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山田 亨
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所
- 【電話番号】 (03) 3433-3939
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 高橋 俊昭
弁護士 渡邊 悠人
- 【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス
外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所
- 【電話番号】 (03) 3433-3939
- 【届出の対象とした募集
(売出)有価証券の種類】 エヌビディアコーポレーション記名式額面普通株式（額面金額0.001米ドル）の
取得に係る新株予約権証券。
当該新株予約権証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。
- 【届出の対象とした募集
(売出)金額】 0米ドル（0円）（注1）
1,477,595.31米ドル（174,592,661.48円）（見込額）（注2）
（注1） 新株予約権証券の発行価額の総額
（注2） 新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込
むべき最大拠出見込金額の合計額の合算額（24か月の募集期間（第一
部・第1・1(1)（摘要）注1において定義される。）における想定64名の
適格従業員（第一部・第1・1(1)（摘要）1において定義される。）によ
る拠出を前提として算出。）
- 【安定操作に関する事項】 該当事項なし
- 【縦覧に供する場所】 該当なし
- （注1） 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「当社」、「エヌビディア」及び「NVIDIA」は、エヌビ
ディアコーポレーション、又はエヌビディアコーポレーション及びその子会社(エヌビディア合同会社を含む。)をいう。
- （注2） 本有価証券届出書中別段の定めがない限り本有価証券届出書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、米国の通貨を
いい、「円」は、日本の通貨をいう。
- （注3） 本有価証券届出書において、便宜上、円で表示されている金額は、本有価証券届出書中別段の定めがない限り、2016年1月15日現在
の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値1ドル=118.16円の換算率で計算されている。
- （注4） 本有価証券届出書において、円又は米ドルによる額が四捨五入されている場合には、表における合計額が当該合計額を算出する欄の
額の合計額と一致しない場合がある。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月28日付で提出した有価証券届出書の記載内容の一部に訂正が生じたので、本訂正届出書により下記の通り訂正するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 新株予約権の募集について

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部【追完情報】

1. 新株予約権の募集について

（訂正前）

2015年8月17日、当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき、当社は2014年8月25日に、臨時報告書を提出している。その内容は以下のとおりである。

（訂正後）

2015年8月17日、当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき、当社は2015年8月25日に、臨時報告書を提出している。その内容は以下のとおりである。